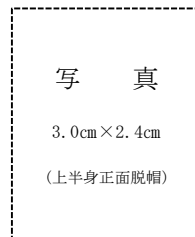


海技大学校
予備身体検査証明書

(両面(表-裏)印刷で使用のこと。)

(出願者本人記入)

ふりがな		志望コース
氏名		海技士コース (五級航海専修)
生年月日	年 月 日	
現住所	〒	



(指定医師記入)

注意：裏面の合格基準を満たしていないと入学できません。

視力	航海科			
	裸眼視力	左	右	
	(矯正視力)	()	()	
色覚	石原色覚検査表国際版38表 (正常・正常でない) パネルD-15(Pass・Fail) 特定船員色識別適性確認表 (識別可・識別不可)			
聴力	5メートルの 話声語の弁別		可	不可
疾病及び身体機能の障がいの有無 (心臓疾患、視覚機能の障がい、精神の機能の障がい、言語機能の障がい、運動機能の障がい、その他の疾病又は身体機能の障がい)	有無	病名及び程度、障がいの内容及び程度		勤務への支障
				有無
握力 (※手指に障がいのある者のみ記入)	(左)	k g		(右) k g

上記の検査項目について検査を行った結果、記載のとおりであることを証明します。

証明日 年 月 日

指定医師の氏名

指定医療機関の名称

所在地及び連絡先

印

(注) 予備身体検査は、次の要領により行うこと。

- 視力(矯正視力を含む)は、5mの距離で万国視力表を用いることにより行うこと。
- 色覚は、石原色覚検査表国際版38表を用いて行うこと。検査結果が「正常でない」と判定された場合、パネルD-15による検査が必要です。なお、機関科はパネルD-15による検査で「Fail」と判定された場合、特定船員色識別適性確認表による検査が必要です。
- 聴力は、5メートル以上の距離で話声語を弁別できること。
- 疾病及び身体機能の障がいがあると認めるとき、その病名、障がいの内容及び程度並びに勤務への支障の有無を記入すること。勤務への支障の有無は、船舶職員の勤務は一般に動揺する船内において立ったままの状態が継続することや、急な階段の昇降など動き回ることが多いことを考慮し、更に本人からも通常の勤務の態様を詳しく聴取の上判断すること。

(海技大学校記入欄)

受験番号

受付印

確認印

【予備身体検査を受ける方へ】

本校に出願の際には、国土交通省の指定医師により受診された予備身体検査証明書を提出していただくことが必要です。身体検査を受ける方は、次のことに注意してください。

- (1) 「出願者本人記入」欄に必要事項を記入し、縦3.0×横2.4cmの写真を貼付してください。
- (2) 指定医師において受診し、証明してもらってください。
指定医師については、各地方運輸局等もしくは当校までお問い合わせください。
- (3) 身体検査の合格基準は、以下のとおりです。

視力	両眼で0.4以上(矯正視力を含む。)であること。
色覚	船舶職員としての職務に支障をきたすおそれのある色覚の異常がないこと。
聴力	5メートル以上の距離で話声語を弁別できること。
疾病及び身体機能の障がいの有無	心臓疾患、視覚機能の障がい、精神の機能の障がい、言語機能の障がい、運動機能の障がい、その他の疾病又は身体機能の障がいにより船舶職員としての勤務に支障をきたさないと認められること。

- (4) メガネを必要とする方は、各自持参して検査を受けてください。なお、色覚矯正メガネ使用による色覚検査は認めません。
- (5) 色覚の検査結果が「正常ではない」と判断された場合、パネルD-15による検査が必要です。なお、パネルD-15による検査で「Fail」と判定された場合は、特定船員色識別適性確認表による検査が必要です。
詳しくは、最寄りの各地方運輸局等及び当校までお問い合わせください。
- (6) 「話声語」とは、机に向かい合い話をして、相手に理解できる程度の普通の大きさの声をいいます。
- (7) 左右どちらかにでも手指に欠損や奇形がある場合、必ず両手の握力を記入してもらってください。なお、握力は両手とも25kg(女子は17kg)以上が必要です。
- (8) 受診後は記入もれ等がないかご確認ください。